

県立病院等における患者一部負担金に係る 未収金回収業務委託開始について（お知らせ）

県立病院等では、概ね1年以上経過した患者一部負担金に係る特定の未収金について、司法書士法人アヴァンス・リーガルサービス・グループ（以下「司法書士法人アヴァンス」という。）に回収業務を委託することとしましたのでお知らせします。

記

1 目的

岩手県立病院等における患者一部負担金に係る未収金について、患者間の負担の公平性確保や個人未収金縮減の観点から、専門的な業者に回収業務を委託することにより、未収金の回収促進と収納事務の効率化を図ることを目的とします。

2 対象とする未収金

概ね1年以上経過し、病院職員での回収が困難な患者一部負担金に係る未収金のうち、委託業者による回収が必要と判断した未収金。

3 委託後の支払案内等について

委託債権の回収業務は、当病院に代わり、司法書士法人アヴァンスが支払案内等を行います。

4 支払先について

収納事務についても、司法書士法人アヴァンスが当院に代わり行うことから、原則として、司法書士法人アヴァンスが指定する口座等にお支払を頂くこととなります。

※ 詳しくは、事務局医事経営課へお問い合わせください。

平成24年 8月

岩手県立中部病院長